

要約 (エグゼクティブ・サマリー)

1. はじめに

「民間参画」と「生物多様性」という組合せは、一見奇異に映るかもしれませんが、生物多様性の保全と持続可能な利用は、企業をはじめとする民間の参画なしには実現できないと考えられるようになってきました。2006年に開催された生物多様性条約の第8回締約国会議(COP8)においては、民間参画に関する決議が初めて行われています。

このような議論が大きく盛り上がりを見せている背景には、国連の主唱により2005年にとりまとめられた「ミレニアム生態系評価」の成果があります。この報告書では、「人間の幸福な暮らしは、生物多様性を基盤とする生態系サービスに大きく依存していること」、「その一方で、過去50年間に、生物多様性がこれらのサービスをもはや提供できなくなる程に損なわれてしまっており、その回復には相当思い切った政策の転換が必要であること」が示されています。この報告書において初めて打ち出された「生態系サービス」という概念が、こうしたサービスに依存している全ての主体の取組を促すことにつながったといえます。

「生物多様性」とは、一言でいえば、人間も含めた様々な種類の生物がつながりを持って存在している状態のことです。私たちの豊かで安全な暮らしは、水、酸素、食料、繊維、木材、燃料、医薬品、安定した気候、自然災害防止、心を癒す景観、自然のしぐみに着想した新技術等、様々な自然の恵み(=生態系サービス)なしには成り立ちません。

一方で、近年、日本の国土面積の5分の1にも相当する森林が、毎年世界から失われており、また、ここ数百年の人間活動の影響で、生物種の絶滅速度は、それまでの1,000倍に加速したといわれるなど、生物多様性を取り巻く状況は極めて深刻です。

私たち日本人は、約6割を輸入している食料、約8割を輸入している木材をはじめとして、海外の資源に依存して暮らしています。その意味で、このような生物多様性の大規模で急速な損失が進めば、私たちの暮らしにも大きな影響が生じるでしょう。

2. 本ガイドラインの趣旨

とはいえ、「生物多様性」という概念は抽象的で、その「保全と持続可能な利用」の対象も広範に渡ることから、それぞれの事業者による取組や生物多様性との関係性は、事業者の業態や規模などにより実に様々です。そのため、このガイドラインは、幅広

い分野の事業者(*)が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいただくために必要な基礎的な情報や考え方などをとりまとめたものです。

*ここで「事業者」とは、企業、組合、その他の法人事業者及び個人事業者等を指します。

3. 民間参画と生物多様性

生態系サービスや、そこからもたらされる生物資源は、上手に使いさえすればいつまでも再生しながら使い続けられるものです。これらの恵みを今後も持続可能なかたちで享受し続けるためには、生物多様性の損失を防ぐ「自然共生社会」の実現に向けて、事業者、民間団体、地方公共団体、国そして国民一人一人が、それぞれの立場で、連携を取りつつ、早急に行動を起こす必要があります。

事業者は、製品やサービスを通じて、こうした自然の恵みを広く社会に供給する重要な役割を担っています。直接的に生物資源を扱わない事業者であっても、その事業活動の多くは、間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えています。事業者が、消費者を含めた多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に取り組むことは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要なことなのです。

2006年、ブラジルで開催されたCOP8では、民間事業者の参画の重要性に関する決議が初めて採択されました。決議では、生物多様性に関する民間事業者の参画の遅れを指摘しつつ、

- (1) 生物多様性に大きな影響力を持つ民間事業者が模範的な実践を採択・促進していくことは、生物多様性の損失防止に相当な貢献ができること、
- (2) 政治及び世論に対する影響力が大きい民間事業者は、生物多様性の保全と持続可能な利用を広める鍵となること、
- (3) 生物多様性に関する知識・技術の蓄積及びより全般的なマネジメント・研究開発・コミュニケーションの能力が民間事業者にはあり、生物多様性の保全と持続可能な利用の実践面での活躍が期待できること

等、民間事業者が果たし得る貢献への期待が述べられました。

2007年、2008年のG8環境大臣会合でも生物多様性は重要な議題となり、産業界を巻き込む政策の強化、生物多様性の損失に伴う経済的影響を検討する必要性などが示されました。

2008年ドイツで開催された第9回締約国会議や、2010年名古屋で開催される

第10回締約国会議でも、生物多様性への民間事業者の参画は、重要な議題となっています。

4. どのようなことに取り組んだらよいのか？

(1) 自らの事業と生物多様性との関係を把握

取り組むべきことを明らかにするために、まずは、自らの事業が、直接的・間接的に、①どのような生物多様性の恵みに依存して成り立っているか、また、②生物多様性にどのような影響を与えているか、を把握するとよいでしょう。

(2) 必要な取組の検討と実施

自らの事業と生物多様性との関係を把握した上で、①生物多様性の恵みを継続的に享受し将来にわたって事業を継続するために、また、②生物多様性に与えている負の影響を軽減するために、どのような取組が重要かを検討します。取組は、優先順位の高いものから順次取り組むことが望まれますが、着実に成果をあげていくために、実現可能性を勘案しながら段階的に取り組むアプローチにより進めていくとよいでしょう。

(3) 取組を推進・継続するための体制整備

取組を推進・継続するための体制を、必要に応じて整備するとよいでしょう。

(4) サプライヤーと協力する等取組範囲の順次拡大の検討

可能であれば、サプライヤー等と協力した取組を行うなど、取組範囲の拡大も順次検討するとよいでしょう。

5. 取り組む際のアプローチ

(1) 生物多様性に及ぼす影響の回避あるいは最小化

事業活動により生物多様性に影響が及ぶ場合には、それを回避もしくは最小化するための方策を検討し、必要な対策をとることが必要です。

(2) 予防的・順応的取組の採用

生物多様性の維持機構は、まだ解明されていない点も多く、一度損なわれると回復が困難です。

事業の実施に当たって、生物多様性への重大かつ不可逆的な影響が懸念される場合には、科学的裏付けが不十分であっても対策を先送りせず、極力安全側に立って、予

防的な対策を講じる姿勢が重要です(予防的取組)。

また、事業実施中は、継続的にモニタリングを行い、その結果に応じ、随時、柔軟に計画を見直す姿勢も重要です(順応的取組)。

(3) 長期的観点の保持

生物多様性の構成要素を持続可能な形で利用することにより、長期的かつ継続的に多くの恵みがもたらされます。また、生物多様性に対する影響は、様々な要因が複雑に関係していることもあり、比較的長い期間を経て徐々に顕在化してきます。そのため、短期的ではなく、長期的な観点からの取組が必要です。

6. 取り組む際の視点

新たな取組を検討する際などには、次のような視点を持つとよいでしょう。

- ・ 生物多様性は、特定の地域に密着した価値であるため、現場の状況をよく把握する。
- ・ 広域的、あるいは地球規模の視野を持つ。
- ・ NGO/NPO、地域住民、研究者、地方公共団体、国等多様な関係主体と連携し、幅広い知見や手段を活用する。
- ・ 地域社会の伝統文化に配慮する。
- ・ 地球温暖化対策等他の環境対策との連携を図る。
- ・ サプライチェーンの各段階において、それぞれの事業者が協力して取り組む。
- ・ 具体的な事業活動の開始前に、生物多様性への影響を検討する。
- ・ 各々の事業者の特性や規模等に応じた取組を行う。

7. 本ガイドラインの構成

第Ⅰ編 現状認識の共有

第Ⅱ編 指針

参考編 実践のためのヒント

8. 本ガイドライン作成の過程

本ガイドラインは、学識経験者、企業関係者、NGO関係者等からなる検討会での議論その他の意見交換、パブリックコメントを経て作成しました。

9. おわりに

今日の日本においては、企業などによる民間活動は、単なる営利活動の範疇にとどまらず、成熟した社会経済を支える基盤としての役割を果たしているといえます。また、近年、「生物多様性の保全と持続可能な利用の確保」に積極的に取り組む企業等の民間事業者が増えてきています。

「生物多様性」の保全やそれを基盤とする「生態系サービス」の持続可能な利用には、常にリスクとチャンスが存在しています。例えば、原料調達を生物多様性の観点から洗い直す作業には追加的なコストが必要となりますが、原料調達に係るリスクの低減により、経営の安定化が期待されます。その意味で、生物多様性に関する取組は、資源戦略としても重要だといえます。

まだまだ多いとはいえないまでも、こういった課題に取り組む事業者は確実に増えてきており、その多くが何らかの手応えを得ています。

特に、この土地も資源も限られた日本に暮らす私たちは、「生態系サービス」の持続可能な利用というものを、もっと真剣に考えなければならないのかもしれないかもしれません。大げさにいえば、今後100年、200年先の社会経済のありかたについて見つめ直す時期に来ており、この「生物多様性」がそのきっかけを与えてくれると考えています。また、このような社会経済の変革は、事業者ばかりでなく、消費者、国、地方公共団体、NGO/NPOなど、あらゆる主体が取り組まなければならない課題であることは言うまでもありません。

生物多様性とそれがもたらす恵みは、私たちの社会を支えています。100年先、おそらく私たちの多くは生きてはいないでしょう。しかしながら、未来の世代の人々の豊かで幸福な暮らしや、健全で安定した企業経営が確保されるかどうかは、まさに私たち現代世代の決断と行動にかかっているのです。

それぞれの事業者が今後発展を続けるために、そして、そのことと表裏一体である、地球規模の生物多様性の保全と持続可能な利用の確保に参画いただくために、このガイドラインを御活用いただければ幸いです。

◆ 生物多様性民間参画ガイドラインの概要

いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました（「生物多様性」）。

この生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

〈生物多様性の恵みの例〉

- お米、野菜、木材、魚、おいしい水などをもたらしてくれる
- 山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す
- 自然の仕組みから技術革新の着想を得る

〈生物多様性の現状を示す例〉

- ☀ 人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速
- ☀ 世界の森林生態系が年間約7万3千km²減少（日本の国土面積の約5分の1）

生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要

将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構成する私たち皆が連携して生物多様性を守り、その恵みを使い尽くすことのないよう持続可能な利用をしていかなければなりません。事業者も社会の一員として、重要な役割を担っていくことが期待されます。

〈生物多様性の取組から期待されるもの〉

生物多様性に配慮した原料調達により、経営の安定化が期待される

事業者や商品のブランド価値向上が期待できる

生物多様性の保全技術等は新たな市場の創出につながる

生物多様性の取組は、地球温暖化の防止など、他の環境問題の解決にもつながる

主な国内外の動向

- ▶ **民間参画に関する決議**（2006年3月・ブラジル（COP8））
生物多様性の保全と持続可能な利用への民間参画の重要性と促進に関する決議。
- ▶ **G8環境大臣会合**（2008年5月・兵庫県神戸市）
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の採択。
- ▶ **生物多様性基本法**（2008年6月）
生物多様性の施策の推進と、自然共生社会の実現を目指す基本法。
- ▶ **生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）**（2010年10月・愛知県名古屋市）
世界の191か国が加盟する条約の第10回締約国会議。
COP10では、民間参画が重要なテーマとなる見込み。

事業者に期待されること

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。

事業者が生物多様性のための取組を自主的に行う際の基本的考え方

理念

- ①生物多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

取組の方向

- ①事業活動と生物多様性との関わり（患みと影響）を把握するよう努める。
- ②生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③取組の推進体制を整備するよう努める。

取組の進め方

- ①生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという姿勢を示す。
- ②実現可能性も勘案しながら、優先順位に従い取組を進める。

基本原則

①生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化

②予防的な取組と順応的な取組*

③長期的な観点

考慮すべき視点

- ①地域重視と広域的・グローバルな認識
- ②多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ③社会貢献
- ④地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ⑤サプライチェーンの考慮
- ⑥生物多様性に及ぼす影響の検討
- ⑦事業者の特性・規模等に応じた取組

参考1 取組の進め方の参考例

参考2 事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例

参考3 事業者の活動の主な場面別の取組

参考4 社会貢献活動

参考5 具体的な取組の事例

参考6 生物多様性に関連する最近の主な文献

参考7 記述に関連する参考情報

参考8 生物多様性に関する法律の概要

※予防的な取組：生物多様性に対する重大で不可逆的な影響が懸念される場合には、科学的な証拠が完全でなくても、対策を先送りすることなく予防的に対策を講じる取組
順応的な取組：事業等について継続的にモニタリングを行い、その結果に応じて計画等を柔軟に見直す取組

◆ 生物多様性企業活動ガイドライン検討会 概要

■ 委員名簿（五十音順、敬称略、○：座長、所属は、2009年8月時点）

足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ 代表取締役
伊沢あらた	株式会社アミタ持続可能経済研究所 京都研究所所長
○可知 直毅	首都大学東京大学院 理工学研究科 教授
竹本 徳子	東北大学大学院 生態適応GCOE 特任教授
田中 秀和	住友林業株式会社 山林環境本部 環境経営部長
谷口 雅保	日本経団連自然保護協議会 企画部会 委員 積水化学工業株式会社 CSR部 環境経営グループ長
永石 文明	東京農工大学農学部 非常勤講師
日比 保史	コンサベーション・インターナショナル ジャパン 代表
牧野 和彦	大和証券グループ本社 CSR室 課長代理
満田 夏花	元 財団法人 地球・人間環境フォーラム 主任研究員
山田 順之	鹿島建設株式会社 環境本部地球環境室 課長
吉田 正人	IUCN日本委員会 会長 江戸川大学 教授

■ 生物多様性企業活動ガイドライン検討会の経緯

日程	名称	内容
2008年11月10日	検討会 第1回会合	ガイドラインたたき台の検討
2008年12月8日	検討会 第2回会合	ガイドライン素案の検討
2009年2月3日	検討会 第3回会合	ガイドライン案(事務局案)の検討
2009年3月24日	検討会 第4回会合	ガイドライン案の検討
2009年5月13日 ～6月12日	パブリックコメント	ガイドライン案のパブリックコメント
2009年7月24日	検討会 第5回会合	ガイドラインの決定